

## 令和6年第2回

### 遠軽町議会定例会会議録（第2号）

令和6年3月8日（金）午前10時00分開議

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- 日程第33 議案第28号 令和6年度遠軽町一般会計予算  
日程第34 議案第29号 令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計予算  
日程第35 議案第30号 令和6年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第36 議案第31号 令和6年度遠軽町介護保険特別会計予算  
日程第37 議案第32号 令和6年度遠軽町水道事業会計予算  
日程第38 議案第33号 令和6年度遠軽町下水道事業会計予算  
日程第39 一般質問
- 

#### ◎出席議員（16名）

- |    |     |       |     |       |
|----|-----|-------|-----|-------|
| 議長 | 16番 | 杉本信一君 | 15番 | 竹中裕志君 |
|    | 1番  | 白幡隆一君 | 2番  | 秋元直樹君 |
|    | 3番  | 黒坂貴行君 | 4番  | 阿部君枝君 |
|    | 5番  | 渡部正騎君 | 6番  | 戸松恵子君 |
|    | 7番  | 山本悟君  | 8番  | 佐藤昇君  |
|    | 9番  | 佐藤登君  | 10番 | 山谷敬二君 |
|    | 11番 | 前島英樹君 | 12番 | 佐藤和徳君 |
|    | 13番 | 渡辺清夏君 | 14番 | 今村則康君 |
- 

#### ◎欠席議員（0名）

---

#### ◎列席者

- |        |        |         |       |
|--------|--------|---------|-------|
| 町長     | 佐々木修一君 | 教育長     | 佐藤祐治君 |
| 代表監査委員 | 村瀬光明君  | 農業委員会会長 | 石丸博雄君 |
- 

#### ◎説明員

副町長	舟木 淳次 君	総務部長	鈴木 浩 君
民生部長	堀嶋 英俊 君	経済部長	澤口 浩幸 君
経済部技監	内野 清一 君	総務課長	堂前 政好 君
情報管財課長	吉岡 秀利 君	企画課長	中原 誉 君
財政課長	今井 昌幸 君	税務課長	二瓶 雄介 君
ジオパーク推進課長	松村 愉文 君	保健福祉課長	岩井 誠志 君
保健福祉課参事	大柳 京美 君	住民生活課長	古賀 伸次 君
子育て支援課長	太田 貴幸 君	農政林務課長	広瀬 淳治 君
商工観光課長	大西 公太 君	建設課長	井上 隆広 君
建設課参事	米谷 克美 君	水道課長	大川 寿雄 君
水道課参事	小野寺 悟 君	生田原総合支所長	今泉 郁夫 君
生田原総合支所参事	大泉 勝義 君	丸瀬布総合支所長	加藤 政勝 君
丸瀬布総合支所参事	倉内 健一 君	白滝総合支所長	村上 裕和 君
白滝総合支所参事	長原 裕一 君	会計管理者	奥山 隆男 君
総務課長	西 聡 君	社会教育課長	水野 徹 君
選挙管理委員会事務局長	堂前 政好 君	監査委員事務局長	成中 克也 君
農業委員会事務局長	広瀬 淳次 君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺 正彦 君	事務局参事	成中 克也 君
事務局係長	田中 郁美 君		

---

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は16人であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、白幡議員、13番渡辺議員を指名します。

---

◎日程第33 議案第28号から日程第38 議案第33号

○議長（杉本信一君） 日程第33 議案第28号令和6年度遠軽町一般会計予算、日程第34 議案第29号令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第35 議案第30号令和6年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第36 議案第31号令和6年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第37 議案第32号令和6年度遠軽町水道事業会計予算、日程第38 議案第33号令和6年度遠軽町下水道事業会計予算、以上、議案6件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第28号令和6年度遠軽町一般会計予算について説明いたします。

令和6年度遠軽町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億9,000万円とするものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により説明いたします。

債務負担行為は、「第2表債務負担行為」により説明いたします。

地方債は、「第3表地方債」により説明いたします。

一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による借入れの最高額を25億円とするものです。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の1、歳入から説明いたします。

1款町税につきましては、1項町民税9億1,237万3,000円、2項固定資産税8億412万1,000円、3項軽自動車税5,738万4,000円、4項たばこ税1億5,717万5,000円、5項入湯税238万9,000円、6項都市計画税9,334万9,000円を合わせ、総額を20億2,679万1,000円とするものです。

2款地方譲与税につきましては、1項地方揮発油譲与税4,300万円、2項自動車重

量譲与税 1 億 3,500 万円、3 項森林環境譲与税 7,640 万円を合わせ、総額を 2 億 5,440 万円とするものです。

3 款利子割交付金につきましては、60 万円とするものです。1 項同額です。

4 款配当割交付金につきましては、500 万円とするものです。1 項同額です。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては、900 万円とするものです。1 項同額です。

6 款法人事業税交付金につきましては、3,300 万円とするものです。1 項同額です。

7 款地方消費税交付金につきましては、4 億 8,500 万円とするものです。1 項同額です。

8 款環境性能割交付金につきましては、2,190 万円とするものです。1 項同額です。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、400 万円とするものです。1 項同額です。

10 款地方特例交付金につきましては、8,350 万円とするものです。1 項同額です。

11 款地方交付税につきましては、73 億円とするものです。1 項同額です。

12 款交通安全対策特別交付金につきましては、200 万円とするものです。1 項同額です。

13 款分担金及び負担金につきましては、1 項分担金 22 万 5,000 円、2 項負担金 6,907 万 2,000 円を合わせ、総額を 6,929 万 7,000 円とするものです。

14 款使用料及び手数料につきましては、1 項使用料 3 億 5,638 万 7,000 円。2 ページを御覧ください。2 項手数料 4,691 万 5,000 円を合わせ、総額を 4 億 330 万 2,000 円とするものです。

15 款国庫支出金につきましては、1 項国庫負担金 6 億 4,236 万 5,000 円、2 項国庫補助金 2 億 9,379 万 6,000 円、3 項委託金 380 万 8,000 円を合わせ、総額を 9 億 3,996 万 9,000 円とするものです。

16 款道支出金につきましては、1 項道負担金 4 億 4,275 万 1,000 円、2 項道補助金 1 億 8,134 万 2,000 円、3 項委託金 3,776 万 7,000 円を合わせ、総額を 6 億 6,186 万円とするものです。

17 款財産収入につきましては、1 項財産運用収入 6,432 万 7,000 円、2 項財産売払収入 6,071 万 4,000 円を合わせ、総額を 1 億 2,504 万 1,000 円とするものです。

18 款寄附金につきましては、1 億 1,460 万 2,000 円とするものです。1 項同額です。

19 款繰入金につきましては、16 億 5,647 万 6,000 円とするものです。1 項同

額です。

20款繰越金につきましては、2億円とするものです。1項同額です。

21款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料60万2,000円、2項町預金利子7万円、3項貸付金元利収入1,529万3,000円、4項受託事業収入1,268万円、5項雑入4億9,411万7,000円を合わせ、総額を5億2,276万2,000円とするものです。

22款町債につきましては、22億7,150万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳入合計を171億9,000万円とするものです。

次に、2、歳出について説明いたします。

3ページを御覧ください。

1款議会費につきましては、8,223万7,000円とするものです。1項同額です。

2款総務費につきましては、1項総務管理費43億1,754万円、2項徴税费2,416万円、3項戸籍住民基本台帳費1,787万2,000円、4項選挙費70万6,000円、5項統計調査費222万5,000円、6項監査委員費199万2,000円を合わせ、総額を43億6,449万5,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費21億8,981万1,000円、2項児童福祉費8億2,731万9,000円を合わせ、総額を30億1,713万円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費7億709万9,000円、2項清掃費10億3,818万9,000円を合わせ、総額を17億4,528万8,000円とするものです。

5款労働費につきましては、2,356万5,000円とするものです。1項同額です。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費2億7,334万5,000円、2項林業費2億6,015万5,000円を合わせ、総額を5億3,350万円とするものです。

7款商工費につきましては、5億4,808万8,000円とするものです。1項同額です。

8款土木費につきましては、1項土木管理費607万9,000円、2項道路橋梁費9億6,084万8,000円、3項河川費5,981万4,000円、4項都市計画費4,270万3,000円、5項下水道費4億7,429万7,000円、6項住宅費1億1,755万4,000円を合わせ、総額を16億6,129万5,000円とするものです。

9款消防費につきましては、6億1,160万2,000円とするものです。1項同額です。

10款教育費につきましては、1項教育総務費2億666万円、2項小学校費4億7,604万5,000円、3項中学校費1億9,552万1,000円、4項学校給食費2億2,085万7,000円、5項社会教育費3億3,541万4,000円。4ページを御覧ください。6項保健体育費2億7,632万8,000円を合わせ、総額を17億1,08

2万5,000円とするものです。

11款災害復旧費につきましては、1,000万円とするものです。1項同額です。

12款公債費につきましては、28億7,197万5,000円とするものです。1項同額です。

13款予備費につきましては、1,000万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳出合計を171億9,000万円とし、歳入歳出同額とするものです。次に、第2表、債務負担行為について説明いたします。

5ページを御覧ください。

債務負担行為につきましては、令和6年度新規就農者農地賃借料助成金について、期間を令和6年度から令和10年度まで、限度額を160万円とするものです。

次に、第3表、地方債について説明いたします。

6ページを御覧ください。

地方債につきましては、新庁舎整備事業から臨時財政対策債まで、限度額の総額を22億7,150万円とし、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ記載のとおりとするものです。

主要な工事の概要につきましては、赤番7、工事関係説明資料により担当から説明いたします。その他の事業につきましては、赤番6、予算概要説明書を御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 資料の赤番7、工事関係説明資料の1ページを御覧願います。

新庁舎建設工事に係る位置図であります。

建設の位置は現庁舎の前庭とし、既に整地等を終えており、また、本工事につきましては、契約金額62億7,440万円、令和5年12月13日から令和8年3月10日までを工期として、契約を締結しているところであります。

2ページを御覧願います。

新庁舎建設工事に係る配置図でありまして、太枠内が工事範囲であります。建物の構造は、鉄筋コンクリート造りで、役場庁舎は地上3階、広域組合庁舎は地上2階であり、令和6年度につきましては、基礎工事、1階、2階の躯体工事などを行うものであります。

次の3ページから5ページにつきましては、各階の平面図、そして6ページ、7ページにつきましては、各方位からの立面図となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 中原企画課長。

○企画課長（中原 誉君） 続きまして、8ページを御覧ください。

地域拠点施設整備事業の位置図であります。判例の番号①から④までの事業について、配置図により説明いたします。

9ページを御覧ください。

岩見通歩道整備工事につきましては、岩見通南3丁目から南4丁目までと、南2丁目の一部延長250メートルの歩道改修工、舗装工を行うものであります。

次に、10ページを御覧ください。

公共駐車場整備工事につきましては、旧遠軽町福祉センター跡地に、面積1,600平方メートル、58台分の駐車場整備を行うものであります。

次に、11ページを御覧ください。

公共駐車場整備工事につきましては、旧遠軽町高齢者センター跡地に、面積1,400平方メートル、55台分の駐車場整備を行うものであります。

次に、12ページを御覧ください。

まちなかイルミネーション整備工事につきましては、岩見通南1丁目、南3丁目、南4丁目の街路灯にカラー演出照明18基を設置、中通に投光器付きのサインポール1基新設及び既設サインポールへの投光器設置1基を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 古賀住民生活課長。

○住民生活課長（古賀伸次君） 続きまして、13ページを御覧ください。

生活安全灯管理事業、遠軽地域生活安全灯改修工事について御説明いたします。

大通南4丁目ほかの生活安全灯23基23灯を水銀灯からLED灯に改修、岩見通南2丁目、旧福祉センター跡に生活安全灯1基1灯を新設するものです。

14ページを御覧ください。

西町3丁目ほか野上通の生活安全灯15基27灯を水銀灯からLED灯に改修するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 長原白滝総合支所参事。

○白滝総合支所参事（長原裕一君） 続きまして、15ページを御覧ください。

営農飲雑用水整備事業、白滝支湧別地区営農飲雑用水整備工事の位置図になります。

昨年度に引き続き、太さ75ミリの高密度ポリエチレン管による配水管の埋設を予定しており、整備の延長は900メートルであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 倉内丸瀬布総合支所参事。

○丸瀬布総合支所参事（倉内健一君） 続きまして、16ページをお開き願います。

いこいの森管理事業、いこいの森キャンプ場環境整備事業に係る位置図でございます。

当事業につきましては、令和4年度より継続実施しているもので、令和4年度において、キャンプ場内にある老木危険樹木の伐採及び芯止めの実施、令和5年度においては、第2フリーサイトに50本の植栽をしており、令和6年度につきましては、第1フリーサイト及び第1オートサイトにアオダモ、ノリウツギなど6種類、計100本の植栽を行う

予定となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 続きまして、建設課所管に係る工事概要について御説明いたします。

17ページを御覧ください。

生田原地域の道路橋梁維持事業の位置図でございます。

図面番号①の東5線橋は、仁田布川に架かる橋長10.4メートル、幅員4.1メートルのH型鋼橋で、1969年に架設され、経過年55年の橋梁です。現橋は、床版及び下部工の鉄筋露出や伸縮装置の漏水、鉄蓋の腐食などが著しいことから、ひび割れ補修、断面修復、塗装塗替、防護柵取替、橋面防水、伸縮装置取替、支承部補修などを実施するものです。

次に、18ページを御覧ください。

白滝地域の道路橋梁維持事業の位置図でございます。

図面番号①の共栄橋は、湧別川に架かる橋長30.1メートル、幅員5.0メートルのH型鋼橋で、1967年に架設され、経過年57年の橋梁です。現橋は床版及び地覆の鉄筋露出や伸縮装置の漏水、防護柵の破断などが著しいことから、ひび割れ補修、断面修復、伸縮装置取替、防護柵取替、橋面防水、支承補修などを実施するものです。

次に、19ページを御覧ください。

遠軽地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①の南ヶ丘3条通は未改良道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しく、補修では対応できない状況であることから、令和6年度について、延長92メートル、幅員5.5メートルの改良舗装を実施するものです。

次に、図面番号②の宮前1号通は未改良道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しく、補修では対応できない状況であることから、延長65メートル、幅員5.5メートルの改良舗装を実施するものです。

次に、20ページを御覧ください。

生田原地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①の安国源線は未改良道路であり、歩道がなく危険な状態であることから、踏切から国道242号までの道路改良を実施、また、高規格道路の整備に伴い、国道242号が移設となることから、国道242号から新国道242号までの歩道新設及び歩車道の舗装を実施するもので、令和6年度については、踏切から高規格道路のボックスカルバートまで、延長87メートル、幅員7.5メートルの工事を実施するものです。

次に、21ページを御覧ください。

遠軽地域の河川管理事業の位置図でございます。

図面番号①の佐竹川は、大雨等による天然河岸の浸食が著しく、道路に支障を来すおそ

れがあることから河川改修を行うもので、令和6年度については、延長53メートルの護岸整備を実施するものです。

次に、22ページを御覧ください。

遠軽地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①の川岸団地は、老朽化した町営住宅の長寿命化改修工事を行うもので、平成6年度及び平成8年度の建設の簡易耐火構造2階建て2棟8戸の改修で、外壁及び屋根の塗装、換気フードなどの外部改修を実施するものです。

次に、図面番号②の学田団地は、老朽化が著しい家屋から解体撤去するもので、昭和53年度建設の簡易耐火構造平屋建て1棟4戸及び周辺施設等の解体を実施するものです。

次に、23ページを御覧ください。

生田原地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①の北区団地は、老朽化が著しい家屋から解体撤去するもので、昭和51年度建設の簡易耐火構造平屋建て2棟8戸及び周辺施設等の解体を実施するものです。

次に、24ページを御覧ください。

丸瀬布地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①のフレッシュ若葉は、老朽化した町営住宅の長寿命化改修工事を行うもので、平成5年度建設の木造平屋建て1棟5戸の改修で、外壁及び屋根の塗装、換気フードなどの外部改修を実施するものです。

次に、図面番号②の水谷団地は、老朽化が著しい家屋から解体撤去するもので、昭和50年度建設の簡易耐火構造平屋建て1棟4戸及び周辺施設等の解体を実施するものです。

次に、25ページを御覧ください。

白滝地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①の西区団地は、老朽化が著しい家屋から解体撤去するもので、昭和60年度建設の木造平屋建て1棟2戸及び周辺施設等の解体を実施するものです。

次に、図面番号②の中央団地は、老朽化した町営住宅の長寿命化工事を実施するもので、平成9年度建設の木造平屋建て1棟4戸について、木製外壁仕上材の老朽化が著しい部分について、耐光性の高い仕上材に改修、その他の外壁、屋根についても塗装し、換気フード補修など外部改修を実施するものです。

以上で、建設課所管の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） 続きまして、26ページを御覧願います。

小学校建設事業の東小学校長寿命化改修工事に係る位置図でございます。

次のページを御覧願います。

東小学校長寿命化改修工事につきましては、令和4年度から令和6年度までの3か年計画での工事で、最終年度となる令和6年度につきましては、体育館の改修で、主な工事内容は、中央の囲い部分になりますが、建築主体は、屋根改修、アルミ製建具改修、機械設

備は、遠赤外線ヒーターの更新、暖房機制御盤の更新、電気設備は、照明器具のLED化、配管・配線の更新、火災報知設備の更新を行うものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 水野社会教育課長。

○社会教育課長（水野 徹君） 続きまして、28ページを御覧願います。

公民館管理運営事業の芸術文化交流プラザ駐車場整備工事に係る位置図でございます。

次のページ、29ページを御覧願います。

駐車場整備の平面図となります。

現在、芸術文化交流プラザ北側の駐車場につきましては、一般駐車スペース13台、思いやり駐車スペース1台の計14台となっており、図中央の斜線で示された部分について、今回新たに駐車場として整備するものです。この駐車場整備工事に伴いまして、新たに一般駐車スペースが24台増え、JR遠軽駅前の北側駐車場全体で、一般駐車スペースが37台、思いやり駐車スペース1台を含めると、合計38台が駐車できることとなります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 古賀住民生活課長。

○住民生活課長（古賀伸次君） 議案第29号令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,490万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明をいたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額を1億円と定めるものです。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の1、歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税につきましては、3億471万6,000円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、9万6,000円とするものです。1項同額です。

3款道支出金につきましては、15億3,614万1,000円とするものです。1項同額です。

4款財産収入につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

5款繰入金につきましては、3億363万4,000円とするものです。1項同額です。

6款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

7款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料30万4,000円、2項受託事業収入1,000円、3項雑入6,000円を合わせ、総額を31万1,000円とするものです。

これにより、歳入合計を21億4,490万円とするものです。

次に、2、歳出について御説明をいたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費3,467万5,000円、2項徴税费362万6,000円、3項運営協議会費26万5,000円、4項特別対策事業費1,502万6,000円を合わせ、総額を5,359万2,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては、14億9,602万6,000円とするものです。1項同額です。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、1項医療給付費分4億1,149万2,000円、2項後期高齢者支援金等分1億1,763万6,000円、3項介護納付金等分3,885万8,000円を合わせ、総額を5億6,798万6,000円とするものです。

4款財政安定化基金拠出金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

5款保健事業費につきましては、1項保健事業費305万2,000円、2項特定健康診査等事業費2,202万3,000円を合わせ、総額を2,507万5,000円とするものです。

6款公債費につきましては、2万5,000円とするものです。1項同額です。

7款諸支出金につきましては、209万5,000円とするものです。1項同額です。

8款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳出合計を21億4,490万円とし、歳入歳出同額とするものです。

なお、予算の概要につきましては、赤番6、予算概要説明書293ページを御参照願います。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

続きまして、議案第30号令和6年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

令和6年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億348万7,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明をいたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の1、歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、2億8,885万1,000円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、9,000円とするものです。1項同額です。

3款広域連合交付金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

4款繰入金につきましては、1億1,461万9,000円とするものです。1項同額です。

5款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

6款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項償還金及び還付加算金2,000円、3項雑入2,000円を合わせ、総額を6,000円とするものです。

これにより、歳入合計を4億348万7,000円とするものです。

次に、2、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費178万5,000円、2項徴収費41万6,000円を合わせ、総額を220万1,000円とするものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、4億86万1,000円とするものです。1項同額です。

3款諸支出金につきましては、32万5,000円とするものです。1項同額です。

4款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳出合計を4億348万7,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

なお、予算の概要につきましては、赤番6、予算概要説明書296ページを御参照願います。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） 議案第31号令和6年度遠軽町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

令和6年度遠軽町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,155万円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用とするものです。

次のページをお開き願います。

予算書の1ページ、第1表、歳入歳出予算の1、歳入から御説明いたします。

1款介護保険料につきましては、3億7,610万4,000円とするものです。1項同額です。

2款分担金及び負担金につきましては、887万3,000円とするものです。1項同額です。

3款使用料及び手数料につきましては、417万3,000円とするものです。1項同額です。

4款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金3億4,031万5,000円、2項国庫補助金1億9,586万3,000円を合わせ、総額を5億3,617万8,000円とするものです。

5款支払基金交付金につきましては、5億3,195万8,000円とするものです。1項同額です。

6款道支出金につきましては、1項道負担金2億8,141万1,000円、2項道補助金1,722万7,000円を合わせ、総額を2億9,863万8,000円とするものです。

7款財産収入につきましては、1万9,000円とするものです。1項同額です。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金3億3,368万3,000円、2項基金繰入金191万9,000円を合わせ、総額を3億3,560万2,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

10款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料1,000円、2項雑入3,000円を合わせ、総額を4,000円とするものです。

これにより、歳入合計を20億9,155万円とするものです。

次に、2、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費1,582万円、2項徴収費80万6,000円、3項介護認定諸費2,641万円、4項趣旨普及費60万1,000円を合わせ、総額を4,363万7,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費17億8,746万4,000円、2項高額介護サービス等費4,907万3,000円、3項高額医療合算介護サービス等費440万2,000円、4項特定入所者介護サービス等費7,058万1,000円、5項その他諸費145万2,000円を合わせ、総額を19億1,301万2,000円とするものです。

3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防・生活支援サービス事業費6,053万7,000円、2項一般介護予防事業費1,002万8,000円、3項包括的支援・任意事業費6,339万4,000円、4項その他諸費20万円を合わせ、総額を1億3,

4 1 5 万 9, 0 0 0 円とするものです。

4 款基金積立金につきましては、1 万 9, 0 0 0 円とするものです。1 項同額です。

5 款公債費につきましては、1 万 3, 0 0 0 円とするものです。1 項同額です。

6 款諸支出金につきましては、6 1 万円とするものです。1 項同額です。

7 款予備費につきましては、1 0 万円とするものです。1 項同額です。

これにより、歳出合計を 2 0 億 9, 1 5 5 万円とし、歳入歳出同額とするものです。

なお、事業の内容につきましては、赤番 6、令和 6 年度遠軽町予算に関する資料、予算概要説明書 2 9 7 ページを御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第 3 2 号令和 6 年度遠軽町水道事業会計予算について説明いたします。

赤番 5、遠軽町企業会計予算書の 1 ページをお開き願います。

令和 6 年度遠軽町水道事業会計予算の第 2 条、業務の予定量につきましては、給水戸数を 8, 9 2 6 戸、年間給水量を 1 6 2 万 7, 6 3 2 立方メートル、1 日平均給水量を 4, 4 5 9 立方メートル、主要な建設改良事業を配水管等整備事業とするものです。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額の収入につきましては、第 1 款水道事業収益は第 1 項営業収益 4 億 7, 4 1 7 万円、第 2 項営業外収益 1 億 5, 4 2 4 万 5, 0 0 0 円を合わせ、総額を 6 億 2, 8 4 1 万 5, 0 0 0 円とするものです。

支出につきましては、第 1 款水道事業費用は、第 1 項営業費用 6 億 3, 3 2 8 万円、第 2 項営業外費用 2, 7 6 2 万 9, 0 0 0 円、第 3 項予備費 2 0 0 万円を合わせ、総額を 6 億 6, 2 9 0 万 9, 0 0 0 円とするものです。

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額の収入につきましては、第 1 款資本的収入は、第 1 項企業債 1 億 7, 5 3 0 万円、第 2 項他会計補助金 4, 8 7 8 万 4, 0 0 0 円、第 3 項工事負担金 8, 8 3 8 万円、第 4 項分担金 1 0 万円を合わせ、総額を 3 億 1, 2 5 6 万 4, 0 0 0 円とするものです。

支出につきましては、第 1 款資本的支出は、第 1 項建設改良費 3 億 5, 4 3 6 万 8, 0 0 0 円、第 2 項企業債償還金 1 億 7, 8 6 9 万 4, 0 0 0 円を合わせ、総額を 5 億 3, 3 0 6 万 2, 0 0 0 円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2 億 2, 0 4 9 万 8, 0 0 0 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金ほか記載の財源で補填するものです。

次のページをお開き願います。

第 5 条、企業債につきましては、上水道整備事業の限度額を 1 億 7, 5 3 0 万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとするものです。

第 6 条、一時借入金につきましては、3 億円を限度額と定めるものです。

第 7 条から第 1 0 条まで、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ

ば流用することのできない経費、他会計からの補助金、たな卸資産の購入限度額に関して、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

次に、主な事業について説明いたします。

赤番7、令和6年度遠軽町予算に関する資料、工事関係説明資料の30ページをお開き願います。

水道事業の工事位置図です。

①清川浄水場原水濁度計更新工事は、平成23年度に設置した表面散乱式濁度計1台を更新するものです。

31ページをお開き願います。施工箇所を記載しております。四角で囲った部分の濁度計を更新するものです。

30ページにお戻りください。

②清川浄水場薬品混和池急速攪拌機更新工事は、平成10年度に設置した凝集剤急速攪拌機及び活性炭池急速攪拌機各1台を更新するものです。

32ページに施工箇所図がございます。四角で囲ったところの設備を更新します。

30ページにお戻りください。

③清川浄水場凝集剤注入ポンプ更新工事は、平成10年度に設置した凝集剤注入ポンプ1台を更新するものです。

32ページの③、箇所図に四角で囲ったところの注入ポンプ1台を更新するものです。

30ページにお戻りください。

④豊里44号道路水道管移設工事は、一般国道450号遠軽町遠軽上湧別道路工事に伴い、支障となる送水管及び配水管を合わせて990メートル移設するもので、北海道開発局の補償により事業を進めるものです。

⑤国道242号（豊里）水道管布設替工事は、下水道工事に併せ、配水管を300メートル布設替えするものです。

⑥豊里41号道路水道管布設工事は、一般国道450号遠軽町遠軽上湧別道路工事に伴い設置されるボックスカルバート内に配水管を24メートル布設するものです。

⑦南ヶ丘3条通水道管布設替工事は、道路改良工事に併せ、配水管を92メートル布設替えするものです。

⑧岩見通水道管布設替工事は、地域拠点施設整備事業により行われる岩見通の歩道整備工事に伴い、配水管を96メートル布設替えするものです。

⑨宮前1号通水道管布設替工事は、道路改良工事に併せ、配水管を46メートル布設替えするものです。

⑩道道遠軽停車場線水道管布設替工事は、北海道の電線地中化事業に伴い支障となる配水管を82メートル移設するもので、北海道の補償により事業をするものです。

⑪国道242号（学田2丁目）給水管移設工事は、下水道工事に併せ、支障となる給水管の仮設給水を2件行うもので、下水道事業の負担金により事業を進めるものです。

次に、33ページをお開き願います。

生田原地域の工事箇所図です。

①生田原水穂水道管移設工事は、道営農業農村整備事業の農業用排水路整備に伴い、支障となる配水管20メートル移設するもので、北海道の補償により事業を進めるものです。

②生田原水穂水道管仮設工事は、遠軽北見道路生田原通工事に伴い、支障となる配水管を67メートル仮設する工事で、北海道開発局の補償により事業を進めるものです。

次に、34ページを御覧願います。

①生田原浄水場遠隔監視システム機能増設工事は、令和5年度に設置した生田原浄水施設のろ過装置、各警報の生田原配水場、生田原浄水場取込信号機能を増設し、遠隔監視装置の機能を拡張するものです。

次に、35ページをお開き願います。

丸瀬布地域の工事箇所図です。

①丸瀬布水谷ポンプ施設更新工事は、弘政寺平和山公園散水栓ほかの給水を目的として、平成9年度に設置した直結給水用ブースターポンプ1台を更新するものです。

なお、予算の詳細につきましては、赤番8、令和6年度遠軽町予算に関する資料、予算概要説明書の299ページと300ページを参照願います。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

続きまして、議案第33号令和6年度遠軽町下水道事業会計予算について説明いたします。

赤番5の遠軽町企業会計予算書の25ページをお開き願います。

令和6年度遠軽町下水道事業会計予算の第2条、業務の予定量につきましては、排水戸数を7,000戸、年間有収水量を132万2,752立方メートル、1日平均有収水量を3,624立方メートル、主要な建設改良事業を公共下水道管渠整備事業及び個別排水処理施設整備事業とするものです。

第3条、収益的収入及び支出につきましては、第1款下水道事業収益は第1項営業収益3億8,567万5,000円、第2項営業外収益6億6,728万7,000円、第3項特別利益350万円を合わせ、総額を10億5,646万2,000円とするものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用は、第1項営業費用9億8,387万4,000円、第2項営業外費用5,376万6,000円、第3項予備費200万円を合わせ、総額を10億3,964万円とするものです。

第4条、資本的収入及び支出の予定額の収入につきましては、第1款資本的収入は第1項企業債1億7,440万円、第2項国庫補助金7,280万円、第3項他会計出資金600万円、第4項他会計補助金4,198万6,000円、第5項分担金及び負担金547万1,000円を合わせ、総額を3億65万7,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出は、第1項建設改良費2億373万円、第2項

企業債償還金 3 億 9,955 万 3,000 円を合わせ、総額を 6 億 328 万 3,000 円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 3 億 262 万 6,000 円につきましては、当年度分損益勘定留保資金ほか記載の財源で補填するものです。

26 ページをお開き願います。

第 4 条の 2、特例的収入及び支出につきましては、地方公営企業法適用前の令和 5 年度個別排水処理場特別会計に係る未収金及び未払金の金額をそれぞれ 40 万円と 300 万円とするものです。

第 5 条、債務負担行為につきましては、令和 6 年度融資分の水洗化等工事資金利子補給及び個別排水処理施設水洗化等工事資金利子補給の期間を令和 6 年度から令和 11 年度までとし、限度額を借入期間中における融資残高に対する利子相当額とするもの、遠軽下水処理センター汚泥脱水機設備改修工事の期間を令和 6 年度から令和 7 年度までとし、限度額を 420 万円とするものです。

第 6 条、企業債につきましては、公共下水道整備事業の限度額を 1 億 1,370 万円、資本費平準化債の限度額を 6,070 万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとするものです。

第 7 条、一時借入金につきましては、4 億円を限度額と定めるものです。

第 8 条から第 10 条までは、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金、利益剰余金の処分について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

次に、主な事業について説明いたします。

赤番 7 の工事関係説明資料の 36 ページをお開き願います。

下水道事業の工事位置図です。

①国道 242 号（豊里）公共下水道工事は、未普及解消を進める管渠整備で、污水管を 250 メートル布設するものです。

②国道 242 号（寿町）公共下水道工事は、未普及解消を進める管渠整備で、污水管を 141 メートル布設するものです。

③国道 242 号（学田 2 丁目）公共下水道工事は、学田地域の浸水対策を進める管渠整備で、雨水管を 86 メートル布設するものです。

④遠軽下水処理センター消毒設備更新工事は、平成 9 年度に設置したナンバー 2、次亜鉛貯留タンク 1 基を更新するものです。

37 ページをお開き願います。

④で説明した遠軽下水処理センター消毒設備更新工事の箇所図です。

丸で囲った箇所にあるナンバー 2、次亜鉛貯留タンクを更新します。

次に、38 ページを御覧願います。

丸瀬布地域の工事箇所図です。

①丸瀬布東町第2マンホールポンプ所更新工事は、平成18年度に設置した汚水ポンプ2台を更新するものです。四角で囲った箇所にある汚水ポンプを更新します。

なお、予算の詳細につきましては、赤番6、令和6年度遠軽町予算に関する資料の予算概要説明書301ページと302ページを御参照願います。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 以上をもって、予算の説明を終わります。

---

### ◎予算審査特別委員会設置の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。

令和6年度各会計予算6件につきましては、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

---

午前11時18分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に今村議員、副委員長に8番佐藤議員が選出されましたので、御報告いたします。

---

### ◎日程第39 一般質問

○議長（杉本信一君） 日程第39 一般質問を行います。

一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内として、一問一答により行います。

通告の順により発言を許します。

通告1番、阿部議員。

○4番（阿部君枝君） ー登壇ー

通告書に従いまして、2点について質問させていただきます。

1点目は、乳幼児健診について。

健やかな子育てには、切れ目のない連続した支援が必要となります。本町が発行いたしました令和6年度遠軽町「こどもカレンダー」の乳幼児健診によりますと、4か月児、1歳児、1歳6か月児、3歳児健診と続きますが、4歳児、5歳児はなく、その後、小学校

に入学する前の就学時健診が行われることになっています。切れ目のない対応が求められている中で、3歳児健診から就学時健診までの間、空白の期間があると言えます。

昨年、12月5日付読売新聞で「発達障害5歳児に発見」という記事が掲載されました。

政府は、2023年度補正予算に、費用の半分を自治体に助成する事業を盛り込み、本格的な支援に乗り出すとありました。

発達障害においては、早期発見が大変に有効であることは検証されております。幼児期に早期の段階で発見し、適正な対処を行うことで多くが予防できることから、最も適した年齢が5歳児であると国の研究においても示されており、5歳児健診の重要性は高いと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

2点目は、認知症のスクリーニングの推進について。

2024年1月1日に、共生社会の実現を推進する認知症基本法が施行されました。基本法の目的は、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる社会の構築です。

認知症は、早期発見と早期治療がとても重要です。アルツハイマー型認知症の場合も早めの受診が肝心です。早い段階から服薬を始めるほど認知症機能障害に悩まされる時間を短くすることができます。今後の治療や介護の方針を本人も交えてゆっくりと話し合うことができます。また、認知症チェックを受けて、専門医による診断につなげることもできます。

東京都が開設しているとうきょう認知ナビでは、認知症の基本知識を深めることに加え、10項目のチェックリストで認知症の可能性を診断することができるということです。認知症なのではと気になっているときは、気軽にチェックができる環境の整備は非常に有意義と考えます。町の見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

阿部議員の1点目、乳幼児健診についての御質問にお答えいたします。

5歳児健診の重要性は高いと考えますが、町の見解をとの御質問ですが、乳幼児健康診査について、母子保健法では、市町村は1歳6か月児及び3歳児に対して健康診査を行う義務があり、また、その他の乳幼児に対しても、必要に応じ健康診査を実施や健康診査を受けるよう勧奨しなければならないとされております。

本町においても、さきの法定健診のほか、4か月児、1歳児の健診を行ってきているところ です。

5歳児健診については、国が昨年の11月29日に予算を補正し、健康診査支援事業の実施を決め、その後、12月中旬に自治体への情報提供があり、既に実施に向けた検討をするように指示をしていたところでございます。

実施に当たりましては、健診体制の調整などが必要であったことから、新年度予算への計上はしていませんが、町としても健診の必要性を認識していることから、令和6年度での実施に向け、進めているところでございます。

次に、2点目の認知症のスクリーニングの推進についての御質問にお答えいたします。

気軽にチェックできる環境の整備は非常に有意義と考えますが、町の見解をとの御質問ですが、昨年12月開会、令和5年第8回遠軽町議会定例会においての阿部議員からの一般質問で答弁していますが、本町では、認知症に関する相談体制の整備などについて、平成29年度から認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図り、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行っております。

その活動の一環で、認知症の早期発見や予防のため、自分自身で認知機能や生活機能の低下に気づくためのツールとして、既に認知症の気づきチェックリストは導入しており、理美容室での配置をはじめ、各種認知症、地域包括ケアに関する普及・啓発の活動で使用しているところでございます。

認知症事業の総合的な対策は、これまでも多岐にわたって実施しているところであり、本ツールの活用も含め、引き続き事業の充実を図っていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 今、御答弁いただきまして、令和6年度中に実施をするということをお伺いいたしました。5歳児健診に関しては、ちょうど12年ぐらいになりますけれども、私もこのことで質問させていただいて、やっと実現に至ったなという実感をしております。町の取組は本当に、4か月健診から1か月児の家庭を訪問だとか、いろいろさまざまやっつけていらっしゃることは重々分かっております。

5歳児健診をやっていただけということですから、いろいろな面でやっていただけののだと考えますけれども、ただ、発達障害という部分の特性を早く発見するということも含まれているということも認識して質問させていただきました。

というのも、小学校に入学して、なかなか落ち着きがないとか、子どもの動向が気になるとか、学校に入ってからでは、非常に学校側のほうが大変になってくるというか、その前に5歳児健診をやることで対応ができると受け止めております。

国立成育医療研究センターの小枝副院長の話ですと、落ち着きがない、周囲とうまく関われないだの、発達の特性を持つ子どもたちは、小学校への就学後に環境に適応できず不登校になったり問題行動を起こしたりすることが少なくないということで、5歳児健診によって、そうした特性に気づき、適切な支援や養育につなげることができる。多くの子どもたちが通常学級で問題なく学べるようになる。実際に5歳児健診導入自治体では不登校が減った研究もあるということがあります。

今まで、たしか通園されている方とか保育所に入られている方はいいのですが、この間に入られていない方はどうなのでしょう、いらっしゃるのでしょうか。それを網羅しな

がらの5歳児健診と捉えてよろしいでしょうか。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

---

午前11時28分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） ただいまの阿部議員の御質問にお答えいたします。

現在検討している5歳児健診につきましては、5歳児健診という枠組みで行う予定でありますので、保育所とか幼稚園とか通っていることで分けるつもりはございませんので、そういったお子さんについても対象となる予定であります。

以上であります。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 5歳児健診の流れというか、どのような形でやっていく計画でいらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、町に正式な通知が届いたのが12月中旬に入ってからで、どのような形でやるかということが示され始めたのも年明けて、実は2月に入ってからです。詳しいスタート体制についてはまだ確定はしておりません。

ただ、健診で行うには、まず医師の配置が必須でありますので、厚生病院との協議を進めているところであります。そのほかにつきましては、国の支援事業などの要綱などを参考にしながら、町で配置できるスタッフを決めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） そうしましたら、具体的にこれからということだと思っておりますが、やっていただけるということで、5歳児健診のフォローアップ体制イメージという案もできていますので、しっかりこの件は取り組んでいただきたいと思っております。

この件に関して、最後になりますけれども、我が国の少子化はこれまでの予想を上回る勢いで進んでおり、人口減少社会が続く、厳しく困難な未来が待ち受けているかに思います。この課題である少子化の危機を突破するには、これまで以上に本町を挙げて、子育てしやすい町の取組、強い意志を持って前向きに未来に変えなければならないと考えます。町長の御決意をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） はい、頑張ります。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。



いたらどうだろうかという相談もあったところから、令和4年度の初めから理美容組合を通じて設置したのをはじめ、サポーター養成講座を通じて知り合った町内の小売店の方のところに置かせていただき、げんき21や役場庁舎、公共施設にも置いております。その後、商工会議所を通じて、会議所が発行する会報の配布に併せて、会員の皆さんにも配布しているところであります。令和4年度に実施しているところであります。

先ほど阿部議員がおっしゃったとおり、様々な媒体を通じて行うことをもちろん検討しており、ホームページや広報、今まで地道に活動を行っておりますので、どのタイミングがいいのかというのは、それぞれ検討しながら行っていきますし、常日頃タイミングを見計らいながらやっているところでありますので、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） このことをなぜ取り上げたかということ、前回は取り上げているのですけれども、そのことから、町民の方から、本人は全然認知症の意識がなくて、非常に身内にしたら、この人ちょっと認知症だよねとは言っても、なかなか言うことを聞いてくれないということで介護となることで、病院へ行って受診したところ、お医者さんに診てもらったと。受診した際に、アルツハイマー型の認知症と診断されたそうなのです。そのときに、本人は本当に椅子から飛び上がるほど驚かれたそうです。その後、自分が認知症と自覚したことで、老後の在り方、また、身内と話し合いがスムーズにあって、高齢者施設に入居されたというのをお聞きしまして、今言われたようにいろいろなところに置かせていただいて、町として取り組んでいるということは十分分かりました。ですが、まだまだそれを手元にする方が少ないのが実情ではないかと思えます。今後、置いてくださるということに期待していきたいと思えます。

どちらかといえば、定年後の生き方とか、また、いろいろありますけれども、学生時代が第1人生としたら、その次が第2の人生となり、老年期というのは総仕上げの人生だと思います。体が衰えるけれども、人生は、心一つで、いつでもどこでも自分を輝かせていける、これからだと目標を持って進んでいこう、この前向きな姿勢が認知症に対しては非常に新たな活力を生み出していくのだという話もあります。

このように高齢になっても生きがいを持ち続けて、やっぱり遠軽町に住んでよかった、また、遠軽町のためにまだまだ何かできるなという思いで頑張っていたきたいと思えますので、町長、最後に、高齢者に対するエールをお願いいたします。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 阿部議員のおっしゃるとおりだと思います。やはり高齢社会ですし、また、これから医学もどんどん進歩してあって、医学の進歩は平均でいくわけではなくて、突然ばーんと進歩するという話も伺っていますので、そういう中で、人口減少の中で、まだまだ、お年を召された方も社会の一員として、日本のため、地域のために働い

ていただくためには、健康であることが重要でございますので、町としてもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 以上で、阿部議員の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

---

#### ◎休会の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。

3月9日、10日の2日間は休日のため、3月11日から14日までの4日間は予算審査等のため、休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、3月9日から14日までの6日間は、休会とすることに決定しました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午前11時39分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 利本 信一  
署名議員 白幡 隆一  
署名議員 渡辺 清夏